

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども未来部 子育て支援課
許 認 可 等 名	子ども医療費受給者証の交付
根 拠 法 令	子ども医療費の助成に関する条例施行規則
根 拠 条 項	第4条
連 絡 先	(電話 621-5564)
審 査 基 準	<p>1 申請するにあたって必要となる次のものが揃っていること。</p> <p>(1) 子ども医療費受給者証交付申請書</p> <p>(2) 健康保険証</p> <p>(3) 住民税の所得課税証明書（他市区町村で住民税が課税対象である場合のみ）</p> <p>2 受給者証の有効期限は、12歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。</p>
	参 考 事 項
	<p>設定等年月日 平成24年8月1日設定（令和6年1月1日最終変更）</p>
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 1日（休日を除く）</p> <p>（設定しないものについてはその理由）</p>
	<p>設定等年月日 平成24年8月1日設定（令和6年1月1日最終変更）</p>